

《令和7年度版》

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金

補 助 内 容

交 付 申 請

実 績 報 告

申請の手引き

「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けて、
家庭の再エネ・省エネ機器等の導入に対し補助を行い、
家庭でのゼロカーボンの取り組みのスタートアップを応援します！



【補助金に関するお問い合わせ】

幕別町役場 住民生活部 防災環境課 ゼロカーボン推進係

〒089-0692 幕別町本町130番地1

☎0155-54-6601（課直通）

本総合補助金は、次の2事業により行う補助制度です。

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業

北海道が定める「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（令和5年7月19日施行）」第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業です。

⇒ 補助対象機器等については、3～7ページをご覧ください。

【対象者】 次の要件を満たした方が対象者です。

- (1) 町内に住所を有する者（実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入する者を含む。）
- (2) 本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

(2) 省エネ化推進事業

家庭の省エネ化に対し、町単独で実施する事業です。

⇒ 補助対象機器等については、7ページをご覧ください。

【対象者】 次の要件を満たした方が対象です。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (3) 幕別町暴力団排除条例（平成25年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (4) 補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（補助金を申請する年の10年より前に製造されたもの。）を買い換えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する者又は自らが居住する町内の戸建住宅（賃貸住宅を除く。）に遮熱塗装を施す者。

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業

- ※ 対象設備等ごとに、同一申請者の申請は1回限りとします。
- ※ 令和6年7月10日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものが本補助金の対象です。
- ※ 暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン以外は戸建住宅（賃貸住宅（公共を含む。）を除く）が対象。暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンは「設置承諾書」により、住宅等所有者の承諾を受けた場合に限り、賃貸住宅（公共を含む。）にも設置することができます。
- ※ 北海道や幕別町の広報やホームページで、住宅の写真や工事内容を利用することを許諾していただきます。

【性能向上リフォーム：省エネ改修】

共通対象経費：工事費

対象設備（代表的な機器）・要件	補助率	上限額
開口部の省エネ改修：窓及び玄関ドアの断熱性能を高める工事 <ul style="list-style-type: none"> ■ 窓：熱貫流率が2.3以下となる窓の断熱改修であること。 ■ 玄関ドア：熱貫流率が2.3以下となる玄関ドアの断熱改修であること。 	1/5	12万円
躯体の省エネ改修：外壁全体、屋根又は天井全体、床全体の断熱性能を高める工事 <ul style="list-style-type: none"> ■ 外壁全体：別で定める基準（※）を満たす断熱改修であること。 ■ 屋根又は天井全体：別で定める基準（※）を満たす断熱改修であること。 ■ 床全体：別で定める基準（※）を満たす断熱改修であること。 	1/5	50万円

※ 別で定める基準

→ 本手引き末尾の「幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）躯体の省エネ改修基準」をご覧ください。

【性能向上リフォーム：高効率設備の導入（未使用品に限る）】

共通対象経費：設備本体及び付属する機器、工事費（据付、配線、配管等）、その他町長が認めた経費です。

※ 運搬費及び既設設備等の撤去に係る経費（撤去した設備等の処理費を含む。）は、補助対象外です。

対象設備（代表的な機器）・要件	補助率	上限額
高断熱浴槽 ■ JIS A 5532：2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	1/5	32万円
電気ヒートポンプ（エコキュート） ■ JIS C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。	1/5	16万円
潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ） ■ 給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。 ■ 給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。	1/5	16万円
潜熱回収型ガス給湯暖房機＋コージェネレーション設備（エコジョーズ＋コレモ） ■ セットで導入が条件 ■ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準 JIS B 8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV基準で80%以上であること。	1/5	36万円
潜熱回収型石油式給湯暖房機（エコフィール） ■ 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。 ■ 石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。 ■ 石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。 ■ 給湯機と暖房機を分離して設置も可。その際は、補助上限額を2分の1の額とする。	1/5	24万円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機（ハイブリッド給湯暖房機） ■ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102%以上であること。	1/5	20万円

【性能向上リフォームの続き】

対象設備（代表的な機器）・要件	補助率	上限額
<p>暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン</p> <p>■ 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能を有するエアコン</p> <p>①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等</p> <p>②国等の認可等を受けた試験機関等</p> <p>③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</p> <p>■ 統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上（緑色のマーク）のものに限る。</p> <p>■補助上限額…上段：町内事業者から購入、下段：町外事業者から購入</p>	1/5	8万円
	1/10	4万円
<p>HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）</p> <p>■ 次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(2) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に不可欠な機器であること。また、HEMSに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p> <p>(3) 補助対象経費 設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置）、計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能分電盤等）及び据付工事、配線等</p>	定額	3万円
<p>節水型トイレ</p> <p>■ JIS A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5L以下）</p>	1/5	17万円

※ この他の高効率設備の導入については、防災環境課へご相談ください。

※ 統一省エネラベルは、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）」（省エネ法）に規定する省エネ性能の向上を促すための目標基準値（トップランナー基準）をどの程度達成しているかを表示するラベルをいう。

【太陽光発電システム】

対象設備・要件	補助率	上限額
<p>太陽光発電＋定置用蓄電池 ≪新規に設備を設置する住宅≫ ※2機器を同時設置かつHEMSと同時設置が条件</p> <p>■ 太陽光発電</p> <p>(1) 対象設備の要件等：次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること。</p> <p>イ 太陽光電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。</p> <p>ウ 余剰型配線であること。</p> <p>エ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>オ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p> <p>■ 定置用蓄電池</p> <p>(1) 対象設備の要件：次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</p> <p>イ 蓄電容量が17.76kWh未満であるもの。</p> <p>ウ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>エ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p>	1/10	30万円
<p>定置用蓄電池 ≪既に太陽光発電設置済みの住宅≫ ※HEMSと同時設置が条件</p> <p>■ 対象設備の要件、補助対象経費は新規設置と同じ。</p>	1/8	17万円

【新築住宅】

対象設備・要件	補助率	上限額
北方型住宅ZERO ■ 対象住宅の条件 (1) 新築住宅であること。(土地購入費用は補助対象外とする。) (2) 建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。 (3) 「ZEH」補助が交付されていないこと。(予定を含む。) (4) 竣工後少なくとも2日以上、住宅展示をすること。 ■ 「きた住まいるメンバー」の住宅事業者により建築するもの。 ※ 北方住宅ZERO 北海道が定める北方型住宅基準(令和5年5月31日付け建指第467号)第4(4)及び第5に適合する住宅。 ※ 「ZEH」補助 経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業におけるZEH+ (注文・建売・TPO) 実証事業及び次世代HEMS実証事業による補助金をいう。	定額	45万円

(2) 省エネ化推進事業

- ※ 本補助事業の申請は、次の区分ごとに同一住宅において一回限りとする。
- ※ 補助金の申請を行おうとする年度において工事請負契約又は売買契約をしたものが本補助金の対象です。

対象設備・要件	補助率	上限額
省エネ型電気冷蔵庫 ■ 補助年より10年より前に製造されたものの買換えが対象。 ■ 統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上(緑色のマーク)のものに限る。 ■ 補助対象経費は、新品の省エネ型電気冷蔵庫が対象で、運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)におけるリサイクル費用を除いた額とする。	1/5	5万円
	1/10	2.5万円
遮熱塗装 ■ JIS K 5602塗膜の日射反射率の求め方に基づく日射反射率40%以上の塗料又はJIS K 5675:2011に適合する屋根用高日射反射率塗装を使用し、暑さ対策として住宅の省エネ化に資する塗装工事。	1/2	25万円
	1/4	12.5万円

※補助上限額…上段：町内事業者から購入・施工、下段：町外事業者から購入・施工

申請者

① 交付申請

③ 工事

④ 実績報告

② 交付決定

⑤ 交付額確定

⑥ 補助金交付

幕別町

① 交付申請

⇒ 対象設備を購入・設置する前に、「交付申請書」及び必要書類により交付申請を行います。（詳細は、[9～11ページ](#)参照）

② 交付決定

交付申請書の内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

③ 工事

交付決定を受けた後、対象設備等を購入・設置してください。

④ 実績報告

対象設備等を購入・設置したら、「実績報告書」及び必要書類により実績報告を行います。（詳細は、[12～13ページ](#)参照）

⑤ 交付額確定

実績報告書の内容を審査して交付額を決定し、「交付額確定通知書」により通知します。

⑥ 補助金交付

確定した交付額分の行政ポイントを交付します。

（1円につき1ポイント、千円未満の端数は切り捨て）

- ・「まくPay」カードを持っている方
 - ⇒ 毎月20日までの交付額確定分を当該月の26日から月末にかけてポイント付与を随時行います。
- ・「まくPay」カードを持っていない方
 - ⇒ 役場防災環境課・札内支所・忠類総合支所の窓口にてポイントを付与した「まくPay」カードをお渡しします。

※ 「交付申請」及び「実績報告」は、設備等を設置又は施工する事業者が申請者に代わり手続きを行うことができます。

その際は、それぞれの事業の要綱で定める「委任状（様式第10号・第9号）」を提出してください。

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業に係る交付申請

⇒ 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱で定める「交付申請書（様式第2号）」に下記の必要書類を添えて提出してください。

対象設備	共通書類	その他の書類
開口部の省エネ改修	(1) 幕別町に住所を有する者にあつては、町税等納入調査同意書（様式第11号）	(1) 改修前の状況写真及び施工方法がわかる図面 (2) 熱貫流率が2.3以下であることを証するカタログや性能証明書等
躯体の省エネ改修	(2) 幕別町に住所を有しない者は、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書	(1) 改修前の状況写真及び施工方法がわかる図面 (2) 別に定める基準を満たすことを証する書類等
高断熱浴槽	(3) 自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書（様式第1号）	(1) 従来使用していた浴槽の写真（浴槽の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) JIS A 5532：2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することを証するカタログ等
電気ヒートポンプ	(4) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (5) 導入する設備等の仕様がわかるカタログ等 (6) 「まくPayカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) JIS C 9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上の性能を有することを証するカタログ等
潜熱回収型ガス給湯暖房機	※ QRコード・PIN番号は見えないようにしてください。 (7) その他町長が必要と認める書類	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であることを証するカタログ等
コージェネレーション設備	⇒ 開口部・躯体の省エネ改修、高断熱浴槽、HEMS、節水型トイレ、北方型住宅ZERO以外の設備については、二酸化炭素削減量が確認できるもの。 ※ 二酸化炭素削減量計算シートを適宜ご活用ください。	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 燃料電池発電ユニット ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準 JIS B 8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準 で80%以上であることを証するカタログ等

対象設備	共通書類	その他の書類
潜熱回収型石油式給湯暖房機	(1) 幕別町に住所を有する者にあつては、町税等納入調査同意書（様式第11号） (2) 幕別町に住所を有しない者は、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であることを証するカタログ等
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	(3) 自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書（様式第1号） (4) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (5) 導入する設備等の仕様がわかるカタログ等	(1) 従来使用していた給湯器の写真（機器の全体写真、メーカー、型番がわかるもの） (2) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であることを証するカタログ等
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	(6) 「まくPayカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し ※ QRコード・PIN番号は見えないようにしてください。 (7) その他町長が必要と認める書類 ⇒ 開口部・躯体の省エネ改修、高断熱浴槽、HEMS、節水型トイレ、北方型住宅ZERO以外の設備については、二酸化炭素削減量が確認できるもの。	(1) 設置予定場所の写真（屋内、屋外、配管） (2) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等 ① 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 ② 国等の認可等を受けた試験機関等 ③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
HEMS		(1) HEMSに接続する機器等の内容がわかる書類 (2) HEMSの仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログや図面
節水型トイレ	※ 二酸化炭素削減量計算シートを適宜ご活用ください。	(1) 従来使用していたトイレの写真 (2) JIS A 5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5L以下）であることを証するカタログ等
太陽光発電		(1) 太陽光発電設備の設置に係る図面 (2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類 (3) 太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類 (4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの

対象設備	共通書類	その他の書類
定置用蓄電池	前ページに同じ	(1) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (2) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料
北方型住宅 Z E R O		(1) 北方型住宅ZERO施工を確認する書類の写し (2) きた住まいるメンバー登録を証する書類の写し (3) 工事請負契約書（内訳がわかるもの） (4) 建築予定地の写真

(2) 省エネ化推進事業に係る交付申請

⇒ 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱で定める「交付申請書（様式第1号）」に下記の必要書類を添えて提出してください。

対象設備	共通書類	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1) 幕別町に住所を有する者にあつては、 町税等納入調査同意書（様式第10号） (2) 経費の内訳が明記されている見積書等の写し (3) 「まくPayカード」を所有している場合は、カード番号が記載されている面の写し	(1) 導入する設備等の仕様がわかるカタログ等 (2) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ又は書類等 (3) 既存電気冷蔵庫の写真及び製造年がわかる写真又は書類等
遮熱塗装	※ QRコード・PIN番号は見えないようにしてください。 (4) その他町長が必要と認める書類	(1) 塗装前の写真 (2) 当該遮熱塗装に該当することを証するカタログ又は書類等

【交付申請の注意点（2事業共通）】

- 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日までです。
ただし、申請期限が幕別町の休日を定める条例（平成2年条例第37号）第1条第1項に定める町の休日の場合は、翌開庁日とします。
- 補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書は受け付けないものとします。
- 交付申請をして町から交付決定を受けた後に交付額や補助内容の変更が生じた場合、又は交付対象事業を中止（廃止）する場合は、それぞれの事業の要綱で定める「変更等承認申請書（様式第4号・第3号）」を提出し、町長の承認を受けねばなりません。
- 交付決定を受けた事業が実績報告の期日までに完了の見込みが立たない場合は、それぞれの事業の要綱で定める「繰越承認申請書（様式第5号・第4号）」を提出し、町長の承認を受けねばなりません。

(1) 住まいのゼロカーボン化推進事業に係る実績報告

⇒ 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）交付要綱で定める「実績報告書（様式第7号）」に下記の必要書類を添えて提出してください。

対象設備	共通書類	その他の書類
開口部の省エネ改修	(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番がわかる写真を含む。） (2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (3) その他町長が必要と認める書類	(1) 使用確認書に記載の資材を使用していることがわかる写真等（使用資材の型番等がわかる写真及び施工前、施工中、施工後の写真）
躯体の省エネ改修		
高断熱浴槽		共通書類のみ
電気ヒートポンプ		
潜熱回収型ガス給湯暖房機		
コージェネレーション設備		
潜熱回収型石油式給湯暖房機		
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機		
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン		
HEMS		
節水型トイレ		

対象設備	共通書類	その他の書類
太陽光発電	(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番がわかる写真を含む。） (2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (3) その他町長が必要と認める書類	共通書類のみ
定置用蓄電池		
北方型住宅 Z E R O		(1) 住宅ラベリングシート又は一般社団法人北海道建築指導センターが発行する住宅履歴保管書 (2) 完成住宅の写真 (3) 第4条第4号に規定する展示会の写真及び開催日を確認できる書類等

(2) 省エネ化推進事業に係る実績報告

⇒ 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（省エネ化推進事業）交付要綱で定める「実績報告書（様式第6号）」に下記の必要書類を添えて提出してください。

対象設備	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番がわかる写真を含む。） (2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (3) 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控の写し (4) その他町長が必要と認める書類
遮熱塗装	(1) 塗装を施したことがわかる写真（塗装前・塗装中・塗装後） (2) 使用した塗装資材の写真等 (3) 施工に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し (4) その他町長が必要と認める書類

【実績報告の注意点（2事業共通）】

- 交付決定者は、設備等の設置及び施工完了から30日以内又は、2月20日のいずれか早い日までに提出してください。

(3) その他

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金の詳細については、それぞれの事業の「交付要綱」を必ずご確認ください。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）
 躯体の省エネ改修基準

1 対象となる工事の基準

原則として次の JIS に該当し、熱伝導率 [W/(m・K)] が 0.052 以下のノンフロソ製品で、性能担保および品質管理体制について以下の 3 種類の類型のいずれかを満たすものを対象とする。

該当する JIS	JIS A9504、JIS A9511、JIS A9521、JIS A9523、 JIS A9526、JIS A5905、JIS A5901、JIS A5914
性能担保および 品質管理体制	(1) JIS 認証を取得し JIS マークが表示されている製品 (2) JIS 認証を取得していないが、第三者により、JIS と同等の性能および品質管理体制が確認されているもの (3) JIS に対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q1000 または JIS Q17050-1 による自己適合宣言が行われ、JIS と同等以上の性能および品質管理体制を有していることを証する資料等 ((2) の第三者による確認と同程度のものに限る) の提供を行うことができるもの

2 断熱材の区分

断熱材の区分 ^{※1}	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類 ^{の例}
A-1	0.052～ 0.051	吹込み用グラスウール断熱材 (天井用) LFGW1052、LFGW1352、LFGW1852 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2552、LFRW2551、LFRW3051 イソシュレーシヨソフライバー断熱材 (フライバーボード) DIB、DIBP
A-2	0.050～ 0.046	グラスウール断熱材 (通常品) GW10-48、GW10-49、GW10-50 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-46、GWHG10-47 吹込み用グラスウール断熱材 (天井用) LFGW2050 吹込み用ロックウール断熱材 (天井用) LFRW2547
B	0.045～ 0.041	グラスウール断熱材 (通常品) GW12-45、GW16-45、GW20-42 グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-43、GWHG10-45、GWHG12-43

		<p>ロツクウール断熱材 (LA、LB、LC) RWLA、RWLB、RWLC</p> <p>吹込み用ロツクウール断熱材 (天井用) LFRW2541、LFRW2545、LFRW3045</p> <p>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (4号) EPS4</p> <p>ポリエチレンフォーム断熱材 (1種1号、2号) PE1.1、PE1.2</p>
C	0.040～ 0.035	<p>グラスウール断熱材 (通常品) GW20-40、GW24-38、GW32-36、GW40-36</p> <p>グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG14-38、GWHG16-37、GWHG16-38、GWHG20-35、GWHG24-35、GWHG24-36、GWHG32-35、GWHG20-36</p> <p>ロツクウール断熱材 RWLD、RWMA、RWMB、RWMC、RWHA、RWHB</p> <p>インシュレーションファイバー断熱材 (ファイバーマット) IM</p> <p>吹込み用グラスウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFGW2040、LFGW2238、LFGW3240、LFGW3540、LFGW4036、LFGW3238</p> <p>吹込み用ロツクウール断熱材 (天井用) LFRW2540、LFRW3040、LFRW3039</p> <p>吹込み用ロツクウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFRW6038</p> <p>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (2号、3号) EPS2、EPS3</p> <p>押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (1種) XPS1bA、XPS1bB、XPS1bC</p> <p>ポリエチレンフォーム断熱材 (2種) PE2</p> <p>吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540、LFCF4040、LFCF5040</p> <p>フェノールフォーム断熱材 (2種1号、3種1号) PF2.1A、PF3.1A</p> <p>フェノールフォーム保温板 (3種1号) PF-B-3.1</p> <p>建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種3) NF3</p>
D	0.034～ 0.029	<p>グラスウール断熱材 (通常品) GW80-33、GW96-33</p> <p>グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG20-34、GWHG24-34、GWHG28-33、GWHG28-34、GWHG32-34、GWHG36-32、GWHG38-32、GWHG40-34、GWHG48-33</p> <p>ロツクウール断熱材 RWHC</p>

		<p>ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (1号)</p> <p>EPS1</p> <p>押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (2種)</p> <p>XPS2bA、XPS2bB、XPS2bC</p> <p>ポリエチレンフォーム断熱材 (3種)</p> <p>PE3</p> <p>フェノールフォーム断熱材 (2種2号)</p> <p>PF2.2A I、PF2.2A II</p> <p>硬質ウレタンフォーム断熱材 (1種)</p> <p>PUF1.1</p> <p>建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種1、2)</p> <p>NF1、NF2</p>
E	0.028～ 0.023	<p>押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (3種)</p> <p>XPS3aA、XPS3bA、XPS3aB、XPS3bB、XPS3aC、XPS3bC</p> <p>フェノールフォーム断熱材 (2種3号)</p> <p>PF2.3A</p> <p>硬質ウレタンフォーム断熱材 (1種、2種、3種)</p> <p>PUF1.2、PUF1.3、PUF2.1A、PUF2.2A、PUF2.2B、 PUF2.3、PUF2.4、PUF3.1A、PUF3.1B、PUF3.1C、 PUF3.1D、PUF3.2A、PUF3.2B、PUF3.2C、PUF3.2D</p> <p>建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A種1H、2H)</p> <p>NF1H、NF2H</p>
F	0.022 以下	<p>押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (3種)</p> <p>XPS3aD、XPS3bD</p> <p>フェノールフォーム断熱材 (1種1号、2号、3号)</p> <p>PF1.1A、PF1.2C、PF1.2D、PF1.2E、PF1.3B</p> <p>フェノールフォーム保温板1種2号</p> <p>PF-B-1.2</p> <p>硬質ウレタンフォーム断熱材 (2種)</p> <p>PUF2.1B、PUF2.1C、PUF2.1D、PUF2.1E、PUF2.2C、PUF2.2D、 PUF2.2E、PUF2.2F</p>

※1 JIS A 5901:2018 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ箱わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、および、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b^{※2})、KT-N(1種 b^{※2})については、断熱材区分 A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種 b^{※2})、KT-N(3種 b^{※2})については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521:2022 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

3 対象工事内容

改修後の外壁、屋根・天井又は床の施工部分ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修を補助対象とする。

分類	施工部分	断熱材の区分 ^{※1}	断熱材最低使用量 (単位：m ³)	
		熱伝導率 (単位：W/m・K)	A-1/A-2/B/C	D/E/F
省エネ 基準 レベル	外壁	0.052～0.035	0.034以下	
	屋根・天井		4.0	
	床		3.5	2.0

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

4 基準を満たすことを証する書類

- ① 申請する断熱改修の使用量が確認できる書類 (別紙)
 - ・ 使用確認書 (ボード系・ワット系)
 - ・ 使用確認書 (畳床用)
 - ・ 施工確認書 (吹込み・吹付け)
- ② 対象となるJIS規格を満たすことを証するカタログ等
- ③ 熱伝導率を証するカタログ等

【交付申請時用】

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

使 用 確 認 書
(ボード系・ワット系)

次のとおり、断熱材を使用します。

令和 年 月 日

施工事業者 名 称

住 所

電話番号

【断熱材情報】※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m ³)

合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m ³
D～Fの使用量合計	m ³
合計使用量	m ³

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。

【交付申請時用】

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

使 用 確 認 書
(畳床用)

次のとおり、断熱材を使用します。

令和 年 月 日

施工事業者 名 称

住 所

電話番号

【断熱材情報】※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m ³)

<合計使用量の計算>

A-1～Cの使用量合計	m ³
D～Fの使用量合計	m ³
合計使用量	m ³

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。

幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

施 工 確 認 書
(吹込み・吹付け)

次のとおり、施工します。

令和 年 月 日

施工事業者 名 称

住 所

電話番号

【断熱材情報】※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m ³)
●外壁					
●屋根・天井					
●床					

<合計使用量の計算>

A-1～Cの使用量合計	m ³
D～Fの使用量合計	m ³
合計使用量	m ³

- ※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。